

第二部 国際法の形成 国際法形成論の新たな展開

境界の不明確化

Soft Law

1. 従来認められてきた形式的法源には当てはまらず、完全な法的拘束力は持たないものの、かといって法的拘束力が全くないわけでもない？ 規範

ヘルシンキ宣言・国家の経済的権利義務憲章・OECD多国籍企業行動指針・ストックホルム宣言・リオ宣言

2. 条約規範の中で「拘束度が低い」または「義務的性格が少ない」もの

問題点 「チャーミングな名称」であるが故に思考停止を誘発？

解決策 もっと具体的な表現を

慣習法の確認・プログラム法・努力義務・生成途上の法

条約規定の慣習法的効力 「条約の慣習法化」 条約法条約 38 条

条約は慣習法の構成要素たり得るか

尹秀吉事件 判例 50

ノッテボーム事件 判例 94

バルセロナ・トラクシオン事件 判例 96

法典化条約の意義 応用問題 法典化の定義 藤田 p. 57

宣言的効果 ナミビア事件 判例 58

固定的効果 *cristallizing effect* 北海大陸棚事件 判例 37

生成的效果 *generating/constitutive effect* 否定例 北海大陸棚事件

慣習法形成過程の変質

「慣習なき慣習法」？

・法典化条約の草案（の草案）を根拠に慣習法認定

・米仏航空業務協定 判例 90

・レインボーウォーリアー号事件 判例 113

・ガプチコヴォ・ナジュマロシュ 判例 85

・慣行を挙げずに慣習法認定

・ニカラグア 判例 118 「国際人道法の一般原則」

・国境紛争 判例 31 *uti possidetis* 「一般原則」 藤田 p. 223

・イエロディア 現職外務大臣の免除

「計画的慣習」 慣習法成立加速化のもう一つの顕れ

形成過程の形式化

場の設定・内容の明確化・目的の明確化

その帰結 心理的要素の優位

変質が生む問題